

就任のご挨拶

市民の皆様方には平素より議会に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、不詳私は、議員の皆様方のご推挙により市議会議長の要職を賜り、光栄に存じますと共に、自らの浅学非才を顧み責任の重さを一層痛感いたしております。

昨年7月12日に発生いたしました九州北部豪雨災害は本市に未曾有の被害をもたらし、21名の尊い命や貴重な財産を奪い去りました。

未だ、1名の方が行方不明となられ、ご家族の元へ帰る事が出来ずにおります。

私たちは、この大災害を強く心に刻み、災害に強い安全安心な「まち」として甦らせることこそが、私共に課せられた責務であると存じております。

災害復興事業を最優先し、市民の皆様のことをしっかりと受け止め、財政基盤の強化、主産業の活性化、医療・福祉・教育等の充実を目指し、全力で邁進して参ります。

今後、より一層のご指導、ご鞭撻賜れば幸いに存じます。



阿蘇市議会議長

阿南誠蔵

議会の豆知識

議会の地位

議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である。日本国憲法は、第93条で「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されている。

地方公共団体の長は、議会の議決を経た上で諸々の事務を執行することとされ、独断専行を許さない建前がとられている。それは同時に議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないかを教えているといえる。

しかし、長、議会ともに住民の直接公選による機関であり、互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるという事を十分理解しなければならない。

議会の使命

上記のような地位に立つ議会の使命は、二つ挙げられる。

第一は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定する事である。現状では多くの政策は執行機関の側で作られ、議会に提案されているが、議員は本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通して、政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行っているのである。

第二は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。

この批判と監視は、非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また、住民の立場に立っての監視であるべきである。

阿蘇市議会第2回臨時会の 経過と結果の報告

5月7日第2回臨時会において、審議された案件は、議案1件、承認9件、報告3件、その主な審議の内容及び結果については、以下のとおり。

承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」及び承認第2号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い緊急に改正が必要となったため、地方自治法の規定に基づき専決処分したものと報告があり、承認すべきものと決定しました。

ちなみに、各税条例は、国の法律（地方税法等）に従属するもので、交付日に合わせて専決処分すべきものであります。

また、承認第3号から承認第8号までの専決処分した平成24年度各会計補正予算については、年度

末の財源等の調整及び災害関連予算の交付税等の確定に伴う財源調整等による補正であり、承認すべきものと決定しました。

報告第2号「平成24年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」は、災害後の道路事情の悪化により、工事の年度内竣工が困難となったため、事業の繰越を行うものとの報告がありました。

報告第3号「調整した平成24年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計補正予算について」及び報告第4号「平成24年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計継続費繰越計算書の報告について」は、中央病院の運転資金の借入金の計上と新病院建設に係る資本的支出予算の継続費を翌年度に繰り越すものとの報告がありました。

議案第59号 平成25年度 一般会計補正予算について

財政課長より、「農地災害関連で国庫支出金の国庫補助金、災害復旧費国庫補助金及び市債を合わせて、また、九州北部豪雨災害犠牲者阿蘇市合同追悼式典業務委託料及び農業用施設災害復旧工事（過年災分）を

合わせて、歳入歳出ともに2億5763万8000円増額補正するものです。」との補足説明があり、議員より「追悼式の時期は。」との質疑があり、市民部長より「7月12日を予定しています」との答弁がありました。

他に質疑・意見はなく、本案は可決すべきものと決定いたしました。

承認第9号 土地明渡等 請求事件の認諾について

総務部長より、「阿蘇市が原告、

阿蘇ゴルフ倶楽部を被告として係争中でありました『土地明渡等請求事件』に関して、被告である阿蘇ゴルフ倶楽部が全面的に認めるとの内容で、熊本地方裁判所が作成した弁論準備手続調書を認諾するものであります。」との説明がありました。

議員より、「明渡期日の目途と、

明渡後の施設の利用等の市の考えは。」という質疑があり、観光まちづくり課審議員より、「阿蘇ゴルフ倶楽部側が全面的に阿蘇市の主張を

認めたということで、明渡期日については4月30日に引き渡しを受けております。ただ、ゴルフ場の現場サイドとしては、予約も入っておりまして、現在、もともとの所有者であります有限会社五と高原ホテルで営業を続けております。今後については、有限会社五が、3か月以内に新たな譲渡先を見つけるという事、譲渡先には、現状の雇用等を継続することを条件としていることを確認しております。」との答弁がありました。

以上のような説明、審議があり、本議案は承認すべきものと決定しました。

総務常任委員会報告



今期6月定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案5件であります。その主な審議の経過と結果は、以下のとおり。

議案第60号 阿蘇市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

総務課長より「本案は、総務大臣から自治体に対して、国に準

じた給与の減額措置の要請があったこと、また、普通交付税において今回の給与減額分が減額算定され、その減額相当額が今後の減災・防災対策の財源に充当されること。また、本市の給与のラスパイレース指数が、国を上回っており、要請を受けざるを得ない状況であることから、給与の減額措置が必要になったため条例を制定するものです。」との補足説明がありました。

問

阿蘇市のラスパイレース指数が106・3という報告だが、今回の減額措置により100になるのか。

答

100に近づけるよう取り組みはしたところですが、実際、

級別の職員数のバランスが国と同等ではないので、国は1級、2級で4・77%、3〜6級で7・77%というように、ある程度、級をまとめて一律で減額措置をしています。阿蘇市の場合、各級ごとに減額率を傾斜配分した関係で、若干、ラスパイレース指数が100を上回るのではないかと思います。しかしながら、国の説明では、『実施した結果、100を多少超える分については致し方ないだろう』との見解をいただいております。また、職員組合等からの理解も必要です。このように傾斜配分をとらせていただきました。

問

県は期末勤勉手当を除いてということ

になっているが、県のラスパイレース指数はどうなっているか。

答

県のラスパイレース指数の正確な数字はわかりませんが、108は超えていると思います。なお、期末勤勉手当は、ラスパイレース指数に直接影響するものではありません。県は期末勤勉手当は減額措置をしないという方針ですが、国の要請では、『当然、期末勤勉手当も国に準じた措置をしない。』ということですので、阿蘇市の場合、国に準じた措置を行ったものであり、県は、国に準じた対応をしていないと、こちらとしては理解しております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

問

県道災害復旧工事用地売却収入とあるが、この黒川原野の場所、面積等、それに対応する費用というのはどのくらいか。

答

ちょうど大曲の所にあたる阿蘇吉田線

議案第62号 平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について

財政課所管分

問

市有林防火線設置委託料の725万円は、m単価で組まれているのか。

答

725万円のうち、地区に委託している部分が380万円、残りが大体、森林組合関係になります。地区に委託している分につきましては、幅が5mで1m当たりの単価、50円で設定しております。総延長としますと1万5765mで設定しております。

問

本庁舎のエレベーター改修工事、安全点検は年に1回か。また、安全点検の料金は、

答

改修工事については今回1回限りです。安全点検につきましては、年12回、料金は年間68万1000円です。

総務課所管分

問

給与の減額措置は、平成26年4月にまた見直すかたちになるのか。

答 国の方におきま

しても、平成26年度以降については、まだ明確にしておりませんし、人事院勧告の状況を見て、国の方も判断されたと理解しております。

問 科目一覧を見て

特に気になるのが、時間外手当だが、特別災害待機班や、災害復旧

に関する農政課や土木部の分は計上されてるが、他の課でも、通常、残業している人が多いのではないかと気になる。今、民間では、非常に時間外手当の未払いについて問題になっているところがある。

その辺りの管理体制はどうしているのか。

答 残務整理という

ことで残っている課もあるのは承知しております。毎週金曜日は、

“ノー残業デー”という

ことで設定しており、特別の事情がない限り、時間外勤務を認めておりませんので、早く退庁して家庭での一家

団欒など、リフレッシュ

してもらおうよう指導しております。やむを得ない場合は仕方ありませんが、時間外になっ

てきますと、節電的な部分も出てきますので、

毎週金曜日をノー残業デーとして定め、できるだけ早く帰るよう指導をしています。

意見 残業手当が予算

として表れれば、私は何も言わないが、表れていないということ、正規に支払われていないのではないかと気兼ねする。減額する分は

減額してもいいから、支払うべき時間外は、満足のいくかたちではなくても支払うべきではないか。そのかわり、

管理職はきちんとした管理をやっていたきたい。

問 先ほどの質問に

あったように、適正な人員配置をして作業分担をしないと、窓口業務のサービス低下に繋がるのではないかと。市

民の方が来られても、

下を見て事務作業をしており、すぐに窓口に出てこないということ

をよく耳にする。事務作業に没頭し、窓口

に気がいかないというよう

なことが多々あるのではないかと。

答 窓口前に総合案

内所を設けており、お客様が来られた場合には総合案内の方から積極的にお声かけをして、

用件がある程度聞いたうえで、窓口まで案内をしてお繋ぎをしているところ

です。

意見 市民の方から、

カウンターの所に行っても、声掛けしないとこちらに来ないということ

をたまに聞く。窓口業務に対して、きちんとした対応やサー

ビスができてない職員が多いから、苦情があるのではないかと

思う。その辺りをしっかりと

いただいたご意見を真摯に受け止めて、職員

には周知を図って参りたいと思います。

議会事務局所管分

議会事務局長より、

「本件は、総務課で説明のあった、給与等の減額措置によるもの、

もうひとつは、今年度予定されております、議員研修に伴う旅費の補正によるものです。」との補足説明がありました。

問 議員研修の時期

は。

答 例年、10月、11

月あたりに行われております。今年度の研修につきましては、6月

定例会が終わり次第、全員協議会の中で、視察のテーマ、視察地あたりを、みなさまのご

意見を聞いた上で、決めさせていただきます

と思います。

このような審議を経

た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第71号 辺地総合整備計画の制定について

について

問 今回、3辺地が

提案されているが、路線名等はないか。

答 あくまでも予定

ですが、まず山崎辺地につきましては通迫四ツ堀線関係と他1路線

が今検討中、横堀辺地につきましては、もう少し後になります

が、まず山崎辺地につきましては、通迫四ツ堀線関係と他1路線

が今検討中、横堀辺地につきましては、もう少し後になります

が、まず山崎辺地につきましては、通迫四ツ堀線関係と他1路線

問 過疎債はあるのか。

答 もちろん過疎債

もございいます。過疎債の対象は波野村全域ですが、その中で、有利

である辺地債が使えない地域においては過疎債を使うというよう

なかたちで財源調整をしております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。